

令和7年度豊田市産廃セミナー 事前質問の回答

令和8年2月9日時点

No.	質問	回答
1	<p>廃棄物について処理で必ず守らないといけない点を聞きたい</p>	<p>廃棄物処理法に基づき、事業者が遵守すべき主な事項は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 排出事業者責任 事業活動に伴い発生した廃棄物は、最終処分が終了するまで排出事業者が責任を負います。 2 廃棄物区分の正しい判断 一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物等を正しく区分し、区分に応じた処理が必要です。 3 許可業者への委託 収集運搬・処分は、当該業務の許可を有する事業者へ委託しなければなりません。 4 産業廃棄物委託時の書面契約・マニフェスト 委託契約書を締結し、マニフェスト（電子または紙）により処理状況を確認します。 5 保管・運搬・処分基準の遵守 飛散・流出・悪臭等の防止措置を含む基準に従い、適切に管理する必要があります。
2	<p>電子マニフェストの追加項目にたいする対応策を知りたいです</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正により、令和9年（2027年）4月1日から電子マニフェストにおける処分受託者の報告項目が追加されます。追加項目には、「処分方法」「処分方法ごとの処分量」「処分後の廃棄物又は再生物の種類・量」など、最終処分又は再生に至るまでの全工程が含まれます。</p> <p>2027年3月31日までは任意入力が可能です。</p> <p>【排出事業者へ推奨される対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理工程情報の受領手順・様式の整備 ・社内管理ルールの見直し（確認部署、監査、保存期間等の明確化） ・任意入力期間を活用した運用の早期定着
3	<p>市外搬入届、県外搬入届がなくなった背景はどんな理由があったのでしょうか？</p>	<p>国が広域的な処理制度の整理・見直しを示したことや、電子マニフェスト普及による追跡性向上などを踏まえ、各自治体で搬入届出制度の見直しが進められています。</p> <p>なお、愛知県でも、県外産業廃棄物搬入届出制度が令和8年（2026年）4月1日に廃止されることが公表されています。</p>

令和7年度豊田市産廃セミナー 事前質問の回答

令和8年2月9日時点

No.	質問	回答
4	<p>廃バッテリーは現在焼却処理と聞いていますが、リサイクル等は今後されるのでしょうか？</p>	<p>廃バッテリーの処理方法は種類（鉛蓄電池・リチウムイオン電池等）により異なり、安全対策上、熱処理を含む処理工程が採用される場合があります。一方、金属回収などの再資源化が行われる例も多く存在します。</p> <p>小型充電式電池は、JBRCによる回収・再資源化の仕組みが整備されています。</p> <p>また、国が2026年4月施行を予定して、モバイルバッテリー・スマートフォン・加熱式たばこ機器等を「指定再資源化製品」として位置付け、メーカー等に回収・再資源化を義務付ける方向性を明確にしています。</p>
5	<p>現在及び、将来の課題</p>	<p>【現在の課題】</p> <p>廃バッテリー・廃太陽光パネル等の発火・有害性・混合リスクへの対応、回収・保管・運搬の安全確保が重要です。小型リチウム電池による発火事故は全国で増加しており、自治体における火災事例は国資料でも深刻化が指摘されています。</p> <p>【将来の課題】</p> <p>EV普及に伴う使用済バッテリーの増加を見据えた回収の円滑化、高度な金属リサイクル技術、トレーサビリティ強化が求められます。</p>
6	<p>低濃度PCB廃棄について</p>	<p>PCB特別措置法により、低濃度PCB廃棄物は 令和9年（2027年）3月31日までに処分完了 することが義務付けられています。</p> <p>保管している場合は、濃度分析、自治体への届出、適正保管を行い、環境大臣認定の処理施設等で処分します。</p>
7	<p>廃棄物の高度選別について</p>	<p>高度選別とは、AI選別・光学選別・磁力選別など高度な技術を活用し、再資源化率の向上や最終処分量削減を図る取り組みです。混合廃棄物からの効率的な資源回収を実現します。</p>
8	<p>電子マニフェストの利用料を教えてください。</p>	<p>電子マニフェスト（JWNET）の料金体系は次のとおりです（最新情報は公式サイトを参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A料金：年間基本料 26,400円、使用料 11円/件 ・ B料金：年間基本料 1,980円、使用料 90件まで無料、91件目以降 22円/件 ・ C料金：年間基本料 110円、使用料 5件まで無料、6件目以降 22円/件（団体加入） <p>※ASPサービス利用時は別途費用が発生します。</p>

令和7年度豊田市産廃セミナー 事前質問の回答

令和8年2月9日時点

No.	質問	回答
9	産廃のことを一から勉強 したいです	今回のセミナーでは、市内の産業廃棄物処理業者の取組事例や法改正に関する説明を中心に進めてまいります。 初歩的な内容は、豊田市廃棄物対策課が公開する「10分でわかる 産業廃棄物ちょっと講座」が参考になります。 https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/jigyogomi/1013011.html